

【参 考】

「道標・案内図板」の基本的な考え方について

屋外広告物は「自家広告物」と「一般広告物」とに分類されます。その中で一般広告物の掲出には、掲出する場所（特別規制地域や普通規制地域の主要幹線道路から100m以内等）による禁止規制があり、掲出できる広告物が「道標・案内図板」に限定されています。「道標・案内図板」に対する基本的な考え方について下記のとおり、お知らせします。

○道標・案内図板の定義

「道標・案内図板」とは、店舗及び施設等への案内誘導を目的とし、沿道又は敷地への入口等の付近において、施設又は場所の名称及び案内誘導に必要とされる項目を表示した広告物をいう。

表示の内容について

○一般通行者（車）の視認性に配慮し、案内誘導項目が明確に把握できる表示であること。

○必須項目〔原則〕①と②を両方とも表示すること

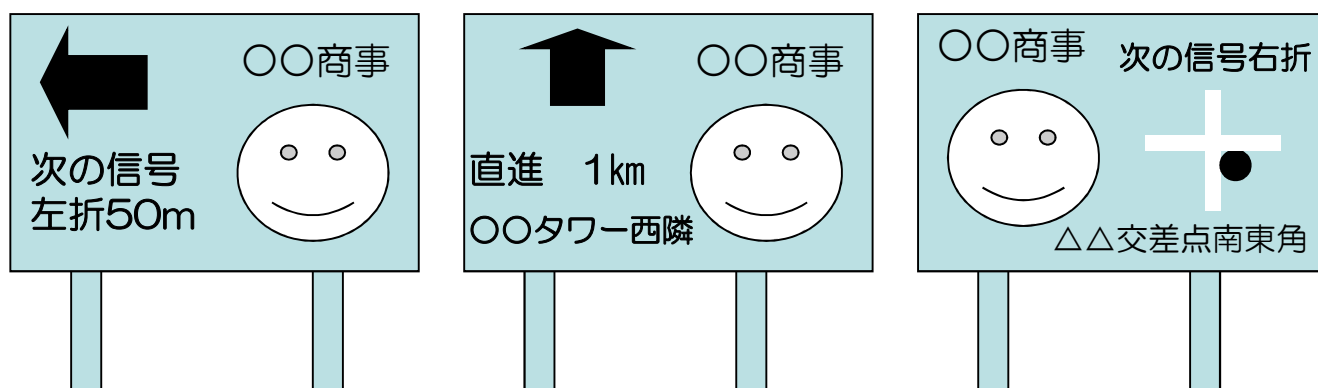
①矢印又は方向（直進、右折、左折等）

②次のA 又は Bのいずれかの表示

A 距離（〇km等）又は時間（徒歩10分、すぐそこ等）

B 所在位置を示す地図又は目的地となる場所（アクトタワー東側等）

（案内図板の例）



【問い合わせ先】

浜松市 都市整備部 土地政策課
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
電話：053-457-2344 FAX：053-457-2601
E-mail tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp